証券コード　3042
平成27年６月11日

株　主　各　位

大阪市北区東天満一丁目１番19号
株式会社セキュアヴェイル
代表取締役社長　米　今　政　臣

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後６時（営業時間終了時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月26日（金曜日）午前10時
２．場　　所　大阪市中央区北浜東３番14号
エル・おおさか７階（大阪府立労働センター）
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　第14期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　監査役１名選任の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、事業報告、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.secuavail.com）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、政府主導の各種経済対策が功を奏し、企業業績及び所得・雇用環境の改善傾向が続き、緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、設備投資については、大企業や一部の有力企業では積極的な動きが見られるものの、中小企業においては、むしろ消極的であるように見受けられます。

情報セキュリティ市場は、大別するとソフトウェアとアプライアンス製品で構成されており、年間平均成長率４％程度で堅調に推移していると言われております。その背景には、日常的に発生している標的型サイバー攻撃やリスト型アカウントハッキング、情報漏洩に関する報道など、尽きることのないセキュリティに関する脅威に対し、何らかの対策を講じる必要があると考える企業の問題意識の高さが見てとれます。IoT（モノのインターネット化）が加速し、ICTを利活用することに起因するリスクを鑑みると、今後しばらくは、情報セキュリティに対する需要は拡大していくと予想されます。

このような環境のなか、当社におきましては、引き続き、これまでに蓄積したノウハウを反映した新サービスの基幹となるシステム開発に取り組む一方で、平成26年８月よりユーザー環境でログを収集・監視できる「LogStare Collector」の無償配布を開始いたしました。これは、ユーザーのネットワーク内におけるシステム稼働状況を可視化することで、ログ管理の重要性を理解していただき、当社サービスとの連携によって得られる価値を実感していただくことが期待できるためです。

また、平成27年１月より、当社の主力商品のひとつである「LogStare」を導入されたお客様に「LogStare Security Report」と題した53種の運用レポートの提供を開始いたしました。これは、ログに関する専門的な知識

を持たない方でも、セキュリティリスクを認知することができるような構成となっており、ネットワーク管理者の負担を軽減するものとして大変好評を得ております。

当事業年度につきましては、次期以降への布石となる活動を行なうと同時に、当初方針どおりネットワークセキュリティに対する技術的なオペレーションの運用サービスの販売に重点を置いた結果、当社の主力商品のひとつである「NetStare」をリーズナブルな価格でご提供するクラウド型運用監視サービス「NetStare for SaaS」を導入されるお客様が予想以上に多かったことに加え、お客様のご要望によりアプライアンス製品であるネットワーク機器をレンタルでご提供する案件が増加したため、商品売上高、サービス収入ともに当初予想を大きく下回る結果となりました。一方、課題となっている人材採用が予定どおり進捗しなかった影響もあり、販売費及び一般管理費が当初見込み以下となったため、営業利益については当初予想を大きく上回る結果となりました。

以上の結果、当事業年度における業績は、売上高709,387千円（前年同期比4.3％減）、営業利益35,422千円（前年同期比0.1％減）、経常利益35,584千円（前年同期比0.0％減）、当期純利益32,838千円（前年同期比1.1％増）となりました。

サービス分類別の状況については次のとおりであります。

（単位：千円）

サービス分類の名称	第13期 （自 平成25年４月１日 至 平成26年３月31日）	第14期 （自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日）	前年 同期比 （％）
NetStare	663,086	646,648	97.5
商品売上	228,900	197,400	86.2
ネットステア製品	9,900	－	－
設計・構築・監査・ヘルプデスク	83,101	101,026	121.6
運用監視	341,184	348,221	102.1
LogStare	78,555	62,739	79.9
商品売上	5,482	7,591	138.5
ログステア製品	10,684	2,342	21.9
設計・構築	11,290	6,106	54.1
ログ分析サービス	27,642	25,364	91.8
ログステア製品保守	23,455	21,334	91.0
合計	741,642	709,387	95.7

（注）上記の金額には消費税等は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度において重要な設備投資はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 11 期 (平成24年３月期)	第 12 期 (平成25年３月期)	第 13 期 (平成26年３月期)	第 14 期 (当事業年度) (平成27年３月期)
売　　上　　高(千円)	978,469	755,544	741,642	709,387
経常利益又は経常損失（△）(千円)	15,488	△1,542	35,600	35,584
当期純利益又は当期純損失（△）(千円)	14,314	△2,589	32,496	32,838
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）(円)	4.42	△0.80	10.01	10.12
総　　資　　産(千円)	592,104	511,354	544,565	601,682
純　　資　　産(千円)	366,720	364,812	397,496	430,624
１株当たり純資産額（円）	113.19	112.42	122.50	132.71

（注）１．１株当たり当期純利益（又は純損失）は、期中平均発行済株式総数により算出しております。また、第13期及び第14期は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

２．１株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。また、第13期及び第14期は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

３．平成25年４月１日付で普通株式１株につき100株の割合をもって株式分割しております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益（又は純損失）及び１株当たり純資産額を算出しております。

(3) 対処すべき課題

情報セキュリティ業界においては、複雑化するネットワーク、巧妙化するサイバー攻撃を背景に、セキュリティ対策は多様化・高度化していく傾向になります。技術革新が激しい当業界においては、常に新しい情報を収集し、自社サービスへ反映させ、環境の変化に迅速に対応していくことが求められます。

このような事業環境の中、当社が継続的に企業価値を向上させていくためには、今後も引き続き以下の課題への対応が必要だと認識しています。

① 営業スキルの高度化

営業部門の人材であっても、技術に関する知識レベルを運用技術者と同等またはそれに近いレベルにまで引き上げることが、当社の付加価値に繋がると考えています。販売パートナー企業とともに、エンドユーザーとの商談を行う際において、常に運用技術者が同行しているのと同様の専門的な説明が行えるよう、営業スキルに技術的知識を付加することに、ここ数年取り組んでまいりました。その効果がようやく出始めてまいりましたので、引き続き、お客様からの問合せに対するレスポンススピードを上げ、ストック型サービスの契約件数増加に繋げ、さらには上位サービスへの移行による収益の拡大を図ってまいります。

② 研究開発の充実

お客様に対して、安定したサポートサービスを継続的に提供するためには、常に進化、多様化するセキュリティ関連の知識向上、技術向上に努める必要があります。その結果、常に安全で安心なサポートサービスを提供することが可能となるため、研究開発に一定の投資を行うことが必要不可欠となります。

・自社開発ソフトウェアのバージョンアップ
・新サービスの基礎となるソフトウェアの開発
・対応可能機器の範囲拡大のための検証作業

上記に特に注力し、いつの時代にもプロフェッショナルな集団であり続けることで、顧客満足度を向上させ、既存サポートサービスの更新率を高め、安定した収益の維持を図るとともに、サポート対応機器の範囲を広げることで、新規顧客獲得の機会を増加させてまいります。

③　人材教育システムの強化

当社の最大の財産は人材であり、サービス提供の基盤となっております。そのため、前提となる知識や技術の習得は必須の要件であり、新卒採用から中途採用に至るまで、全ての社員が入社時に技術研修を受けています。しかし、それだけでは知識が陳腐化してしまうため、今後は技術研修制度を更に充実させてまいります。

また、当社はサービスを提供する企業として、お客様とのコミュニケーションが欠かせないため、説明力・表現力を中心とした直接的な対人コミュニケーションを鍛える研修制度も見直す予定にしております。

社員からも要望の高いこれらの研修制度を充実させることで、社員のロイヤリティを高め、社員定着率向上を図ってまいります。

(4) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

コンピュータセキュリティの運用・保守サービス
コンピュータセキュリティの解析サービス
コンピュータセキュリティの設計・構築
コンピュータセキュリティ製品の販売

(5) 主要な事業所（平成27年３月31日現在）

本　　社　大阪市北区東天満一丁目１番19号
東京ブランチ　東京都中央区日本橋茅場町一丁目６番17号
松山ブランチ　愛媛県松山市三番町六丁目８番地１

(6) 使用人の状況（平成27年３月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
46名	3名減	31.6歳	4.5年

（注）使用人数は就業員数であります。

２．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　7,800,000株

(2) 発行済株式の総数　　3,245,000株 （自己株式153株を含む）

(3) 当事業年度末の株主数　　2,171名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
米今政臣	1,174,000株	36.18%
エヌ・アール・アイ・セキュアテクノロジーズ株式会社	600,000株	18.49%
三木亮二	95,200株	2.93%
日本証券金融株式会社	93,000株	2.86%
株式会社ＳＢＩ証券	67,900株	2.09%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) （常任代理人　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）	45,700株	1.40%
松井証券株式会社	41,300株	1.27%
浜口隆	40,100株	1.23%
近藤廣右	35,100株	1.08%
和泉健三郎	22,900株	0.70%

（注）１．上記の持株数は、株主名簿に基づき記載しております。

２．当社は自己株式を153株保有しておりますが、上記の持株比率は自己株式を控除して算出しております。

３．新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	米今政臣	
取締役	三木亮二	管理本部長
取締役	上原武彦	
取締役	金澤伸一	エヌ・アール・アイ・セキュアテクノロジーズ株式会社　MSS事業本部副本部長兼MSS事業二部長
取締役	神戸仁	インフォフラッグ株式会社　代表取締役
常勤監査役	鳥越史朗	
監査役	上田勝久	かがやき監査法人　代表社員 洛王セレモニー株式会社　社外監査役
監査役	小松宣郷	中央会計株式会社　代表取締役

（注）１．取締役上原武彦氏、金澤伸一氏及び神戸仁氏は社外取締役であります。
２．監査役上田勝久氏及び小松宣郷氏は社外監査役であります。
３．監査役上田勝久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は、取締役上原武彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	4名 （2名）	30,180千円 （4,800千円）
監査役 （うち社外監査役）	3名 （2名）	6,000千円 （3,600千円）
合計	7名	36,180千円

（注）1．上記のほか、使用人兼務取締役（1名）の使用人分給与（賞与を含む。）を11,165千円支払っております。

2．取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第6期定時株主総会において月額15,000千円以内と決議いただいております。

3．監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第6期定時株主総会において月額3,000千円以内と決議いただいております。

4．取締役の員数は5名ですが、無支給者が1名いるため、支給員数と相違しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役金澤伸一氏は、エヌ・アール・アイ・セキュアテクノロジーズ株式会社のMSS事業本部副本部長兼MSS事業二部長であります。当社と同社との間には製品販売等の取引関係があります。

・取締役神戸仁氏は、インフォフラッグ株式会社の代表取締役であります。当社と同社との間には業務委託契約に基づいた取引関係があります。

・監査役上田勝久氏は、かがやき監査法人の代表社員及び洛王セレモニー株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

・監査役小松宣郷氏は、中央会計株式会社の代表取締役であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役 上原 武彦	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役 金澤 伸一	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役 神戸 仁	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 上田 勝久	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会13回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項等の協議を行っております。
監査役 小松 宣郷	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会13回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項等の協議を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

５. 会計監査人の状況

(1) 名称　　太陽有限責任監査法人

（注）太陽ＡＳＧ有限責任監査法人は、平成26年10月１日付をもって名称を太陽有限責任監査法人に変更しております。

(2) 報酬等の額

	支　　払　　額
公認会計士法第２条第１項業務（監査証明業務）の報酬	9,600千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	9,600千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

（注）会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である太陽有限責任監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に２を乗じた額としております。

６. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①取締役・使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観を持ち行動することができるようにコンプライアンスマニュアル及び行動規範を定め、コンプライアンス体制の維持・向上を図ります。

②コンプライアンス上の疑義ある行為については、内部通報運用規程に基づき社内及び社外の通報窓口を設置し、取締役・使用人が通報できるものといたします。

③内部監査を定期的に実施し、法令、定款及び社内規程に準拠し業務が適正に行われているかについて監査するとともに、その結果を代表取締役へ報告いたします。

④監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、取締役の職務の執行を監査いたします。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①取締役の職務の執行に係る情報については、文書または電磁的媒体に記録し、法令及び社内規程に従い適切に保存・管理いたします。

②取締役及び監査役が必要に応じて速やかに閲覧できる状態を維持いたします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①事業活動上の重大な事態が発生した場合には、リスク管理規程に基づき迅速かつ的確な対応を行うとともに、損失・被害等を最小限にとどめる体制を整備いたします。

②必要に応じ顧問弁護士等の外部専門家にアドバイスを受け、法的リスクの軽減に努めます。

③新たに生じたリスクについては、対応責任者を定め、速やかに対応いたします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①定例の取締役会を毎月１回開催し、取締役会規程により定められた事項及びその付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行います。

②取締役会では定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性及び効率性の監督等を行います。

③日常の職務執行については、職務権限規程及び業務分掌規程等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を整備いたします。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

該当事項はありません。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

①監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて使用人を配置いたします。

②監査役を補助する使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内においては、監査役または監査役会に帰属するものとし、取締役の指揮命令は受けないものといたします。

(7) 取締役・使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

①監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、報告を求めることができます。また、監査役が必要と判断する会議の議事録について、閲覧できます。

②取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかにその事実を監査役会に報告いたします。

③監査役は、その職務執行上必要と判断した事項について、取締役及び使用人に報告を求めることができます。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①常勤監査役は、定期的に代表取締役と会合をもち、経営方針を確認するとともに、当社が対処すべき課題及び当社の事業に内在するリスクなどの他、監査上の重要な課題等について意見を交換いたします。

②監査役会は、会計監査人及び内部監査部門との連携を図るため、定期的に会合を持ちます。

③監査役は、監査の実施にあたり、必要に応じて顧問弁護士の意見と助言を求めます。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性を評価・報告する体制を整備いたします。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本方針

反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針とします。また、必要に応じ外部の専門機関とも連携を取ります。

（注）本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**537,896**	**流動負債**	**163,032**
現金及び預金	376,820	買掛金	50,761
売掛金	143,196	未払金	20,961
商品及び製品	835	未払費用	13,123
仕掛品	36	未払法人税等	3,805
原材料及び貯蔵品	2,349	未払消費税等	12,812
前渡金	3,035	前受金	48,095
前払費用	10,867	預り金	1,822
未収入金	755	賞与引当金	11,650
固定資産	**63,785**	**固定負債**	**8,024**
有形固定資産	**17,776**	資産除去債務	8,024
建物	895	**負債合計**	**171,057**
工具、器具及び備品	16,880	**純資産の部**	
無形固定資産	**1,965**	**株主資本**	**429,870**
ソフトウェア	1,162	**資本金**	**410,800**
ソフトウェア仮勘定	803	**資本剰余金**	**387,800**
投資その他の資産	**44,043**	資本準備金	387,800
投資有価証券	4,865	**利益剰余金**	**△368,652**
長期前払費用	341	その他利益剰余金	△368,652
差入保証金	38,836	繰越利益剰余金	△368,652
		自己株式	**△76**
		評価・換算差額等	**753**
		その他有価証券評価差額金	**753**
		純資産合計	**430,624**
資産合計	**601,682**	**負債純資産合計**	**601,682**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売　上　高		709,387
売　上　原　価		396,975
売　上　総　利　益		312,412
販売費及び一般管理費		276,989
営　業　利　益		35,422
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	57	
受　取　配　当　金	15	
そ　の　他	89	161
経　常　利　益		35,584
税　引　前　当　期　純　利　益		35,584
法人税、住民税及び事業税	2,746	2,746
当　期　純　利　益		32,838

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	410,800	387,800	387,800	△401,490	△401,490	△35	397,073
当期変動額							
当期純利益				32,838	32,838		32,838
自己株式の取得						△40	△40
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	32,838	32,838	△40	32,797
当期末残高	410,800	387,800	387,800	△368,652	△368,652	△76	429,870

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	422	422	397,496
当期変動額			
当期純利益			32,838
自己株式の取得			△40
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	331	331	331
当期変動額合計	331	331	33,128
当期末残高	753	753	430,624

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

商　　品：移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

仕　掛　品：個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

原材料及び貯蔵品：移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	８～18年
車両運搬具	６年
工具、器具及び備品	５～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（３～５年）に基づく定額法を採用しております。

市場販売目的のソフトウェア

見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間（３年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい金額を計上しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　69,999千円

3．損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

4．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	3,245,000株	－	－	3,245,000株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	90株	63株	－	153株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加63株は、単元未満株式の買取りによる当社所有の自己株式であります。

(3) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

(4) 配当に関する事項

該当事項はありません。

5．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
流動資産	
賞与引当金	3,844千円
未払費用	541千円
その他	1,800千円
小計	6,187千円
固定資産	
繰越欠損金	116,238千円
減価償却費償却超過額	14千円
減損損失	4,090千円
投資有価証券評価損	10,109千円
資産除去債務	2,583千円
その他	△30千円
小計	133,005千円
計	139,192千円
評価性引当額	△139,192千円
繰延税金資産合計	－千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6％から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.0％に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、32.2％となります。

なお、この変更による影響はありません。

6．リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

7．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を定期的に把握しております。

投資有価証券は株式であり、市場価格の変動リスクや発行体の信用リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、取締役会に報告されております。

差入保証金は、主に事務所の賃貸借契約に伴うものであります。

営業債務である買掛金は、３ヶ月以内の支払期日であり、その決済時において流動性リスクに晒されておりますが、毎月資金繰り計画を見直すなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因等を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注）２．参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(※)	時価(※)	差額
① 現金及び預金	376,820	376,820	―
② 売掛金	143,196	143,196	―
③ 投資有価証券			
その他有価証券	1,186	1,186	―
④ 買掛金	(50,761)	(50,761)	―

(※) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注) １．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

① 現金及び預金、② 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,186千円	432千円	753千円
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	－千円	－千円	－千円
合計		1,186千円	432千円	753千円

④ 買掛金

買掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	3,678
差入保証金	38,836

（注）これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため上表には含めておりません。

3．金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金及び預金	375,985	－
売掛金	143,196	－
投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの	－	－
合計	519,182	－

（注）1．現金は金銭債権ではないため、上記金額に含めておりません。
2．差入保証金については、償還期日を明確に把握できないため、上記の償還予定額には含めておりません。

8．関連当事者との取引に関する注記

種　類	会社等の名称	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
法人主要株主	エヌ・アール・アイ・セキュアテクノロジーズ株式会社	450,000	情報サービス業	（被所有）直接 18.4	当社製品・サービスの販売	セキュリティ関連製品・サービスの販売	144,235	売掛金	44,035
					相手先製品・サービスの購入	セキュリティ関連製品・サービスの仕入	22,951	買掛金	5,294
						セキュリティ関連製品・サービスの経費取引	314	未払金	－

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針

当社製品・サービスの販売並びに相手先製品・サービスの購入については、一般の取引条件と同様に決定しております。

9．資産除去債務に関する注記

当事業年度末において資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

主として建物等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を建物等の耐用年数と見積り、割引率は耐用年数に応じた国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③ 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	8,024千円
時の経過による調整額	－千円
期末残高	8,024千円

10. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	132円71銭
(2) １株当たり当期純利益	10円12銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月15日

株式会社セキュアヴェイル

取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　柏　木　　忠　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　平　塚　博　路　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社セキュアヴェイルの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月19日

株式会社セキュアヴェイル　監査役会

常勤監査役　鳥　越　史　朗 ㊞

社外監査役　上　田　勝　久 ㊞

社外監査役　小　松　宣　郷 ㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款の一部を変更するものであります。

なお、定款第26条②の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（取締役の責任免除） 第26条　（条文省略） ② 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。	（取締役の責任免除） 第26条　（現行どおり） ② 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。
（監査役の責任免除） 第33条　（条文省略） ② 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。	（監査役の責任免除） 第33条　（現行どおり） ② 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第２号議案　監査役１名選任の件

監査役上田勝久氏は、本総会終結の時をもって任期満了とりなります。つきましては、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
うえだかつひさ 上田勝久 (昭和40年７月10日生)	平成元年４月　ファーストファイナンス株式会社　入社 平成６年10月　中央監査法人大阪事務所　入所 平成10年８月　上田公認会計士事務所　設立 平成10年10月　上田税理士事務所　設立 平成19年５月　かがやき監査法人　代表社員（現任） 平成19年６月　当社　社外監査役（現任） 平成24年６月　洛王セレモニー株式会社　社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） かがやき監査法人　代表社員 洛王セレモニー株式会社　社外監査役	－株

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．上田勝久氏は、社外監査役候補者であります。

３．上田勝久氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士として多数の会社の会計及び経営全般の指導に従事されており、また他の会社の社外監査役として従事されています。当社はこれらの経験を活かして、妥当性・適正性を有した助言・提言を期待し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。

４．上田勝久氏は、会社の経営に直接関与したことはありませんが、社外監査役としての職務を充分遂行できると判断した理由は、公認会計士として会社の財務・法務に精通しており、また他の会社の社外監査役としても従事され、会社経営を統括する充分な見識を有しておられることから、社外監査役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

５．上田勝久氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって８年となります。

６．当社は、上田勝久氏との間で、会社法第427条第１項及び当社定款第33条の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、同氏が再任された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

平成26年６月27日開催の第13期定時株主総会において補欠監査役に選任された新谷利絵氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、改めて補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴及び当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
新谷利絵（しんたにりえ） （昭和44年６月18日生）	平成13年９月　当社　入社 平成22年７月　当社　営業支援グループ兼管理本部人事総務グループセクションマネージャー 平成24年４月　当社　管理本部人事総務グループ担当マネージャー 平成27年４月　当社　業務推進室　異動	7千株

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件といたしまして、新谷利絵氏が選任された場合は、会社法第427条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

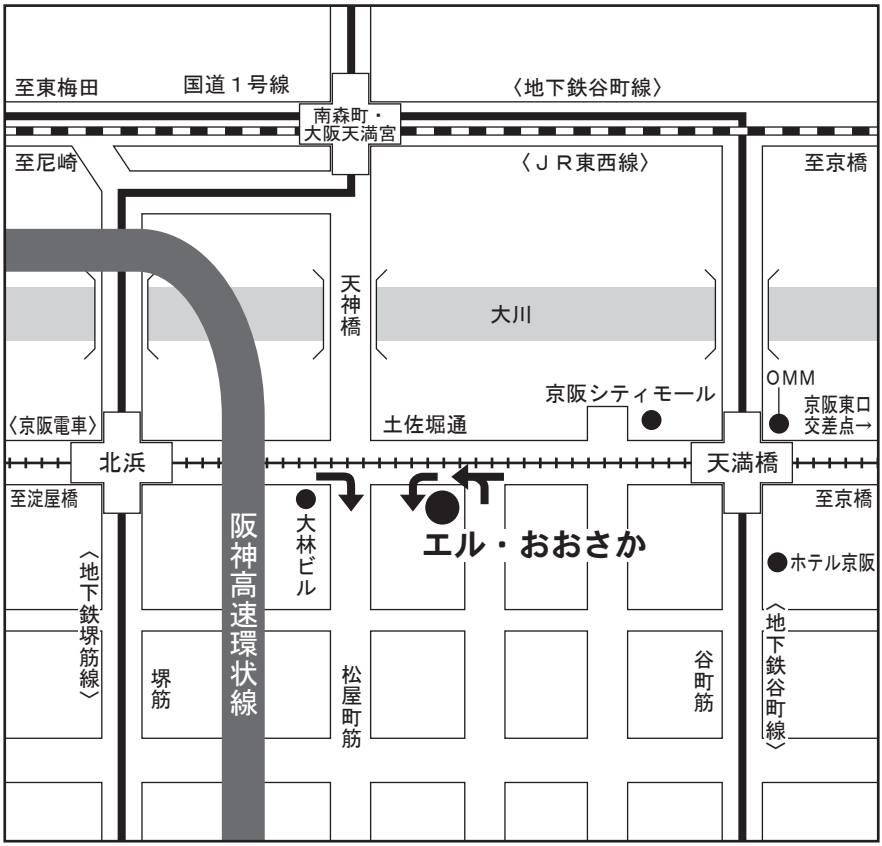
以　上

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区北浜東３番14号
エル・おおさか７階（大阪府立労働センター）
TEL 06－6942－0001



交通　京阪・地下鉄谷町線「天満橋駅」より徒歩５分
京阪・地下鉄堺筋線「北浜駅」より徒歩７分